

居宅介護支援事業所ふるさと

利用料金表

(1) 利用料 (高崎市は、1 単位=10.42 円)

要介護認定又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません。

但し、保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなった場合、1ヶ月当たり、下記の料金を一旦事業者にお支払い頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行します。

このサービス提供証明書を後日、市区町村の窓口へ提出頂くと、全額払い戻しを受けることが出来ます。

①居宅介護支援費 (1ヶ月あたり)

*担当件数が 40 件未満の場合

| 介護度 | 単位 | 月額 |
|-----------|-------|--------|
| 要介護 1・2 | 1,042 | 10,857 |
| 要介護 3・4・5 | 1,353 | 14,098 |

②加算費 (1ヶ月あたり)

| 加算項目 | 内容 | 単位 | 月額 |
|------|---|-----|-------|
| 初回加算 | 新規に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が 2 区分以上変更した場合 要支援者が要介護認定を受け計画を作成する場合 | 300 | 3,126 |

※掲載している情報は平成 27 年 4 月 1 日時点のものです。情報は予告なく変更する場合がございますのでご了承ください。なお、最新の情報についてはお気軽にお問い合わせください。

※各種情報が現状と異なる場合は現状を優先します。